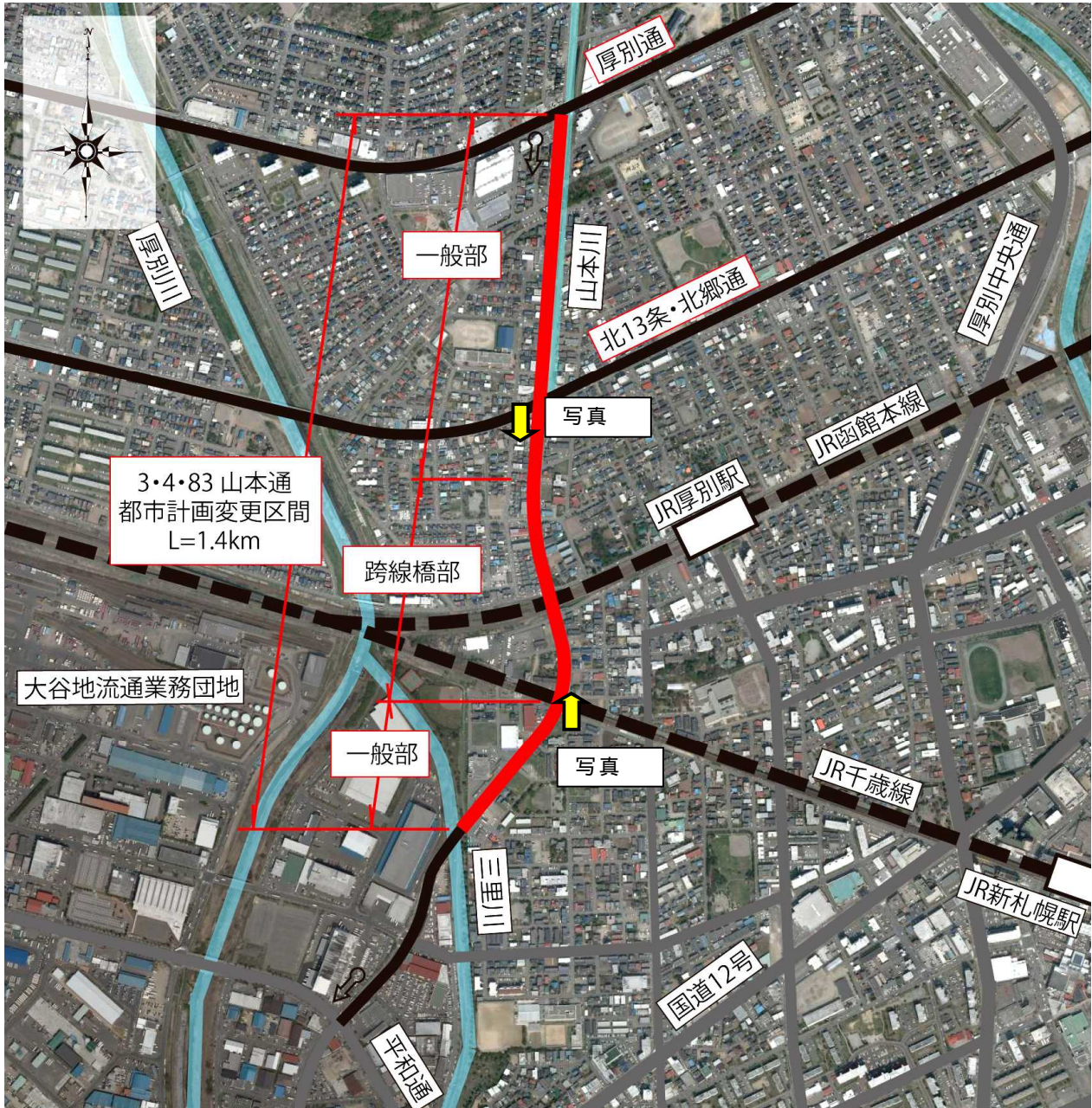


都市計画道路（3・4・83 山本通ほか2路線）の変更案

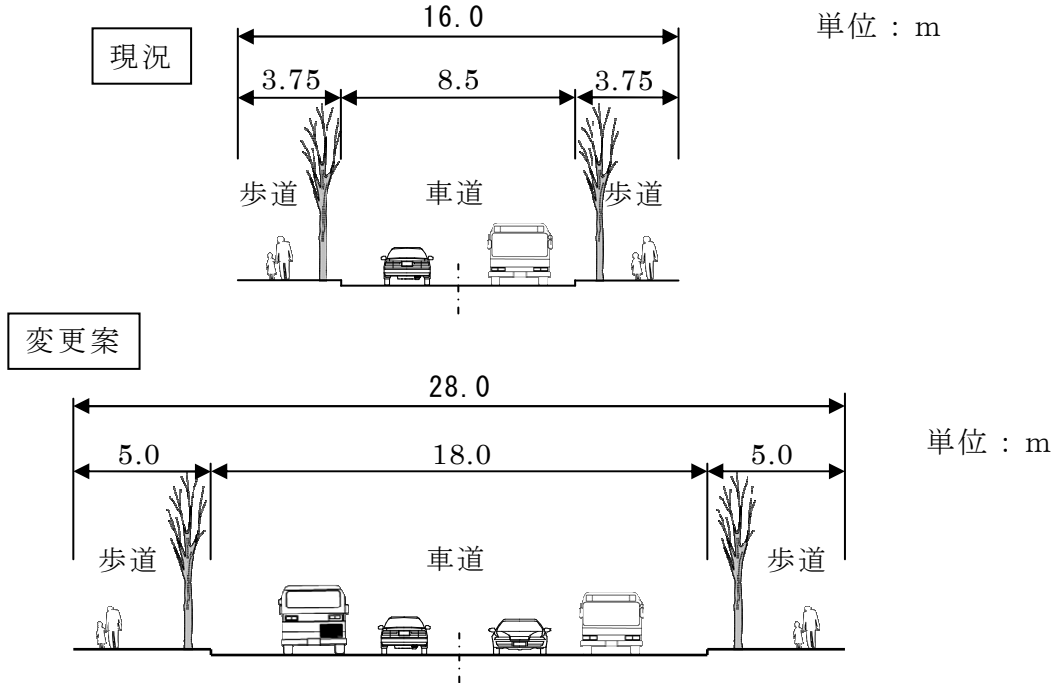


1 都市計画変更の概要

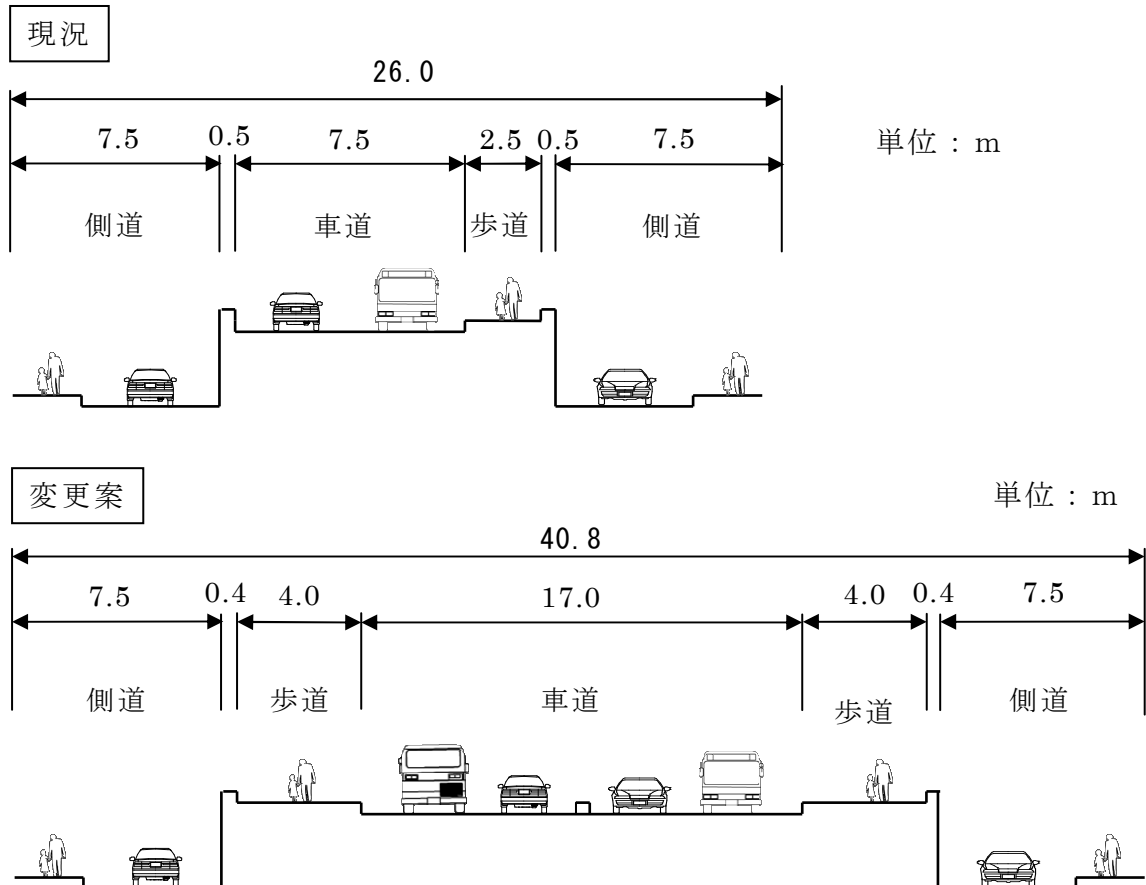
【山本通】

■ 幅員の拡幅変更（2車線→4車線）

① 一般部（16m→28m、交差点部など一部において16～20m→25～28m）



② 跨線橋部（26m→40.8m、JR 函館本線上部 11m→25.8m）



- 起点の変更（拡幅に伴い道路中心線がずれたため、起点が約 4m 移動）
- 線形の変更（拡幅に伴い道路中心線がずれたため、線形が変更）
- 名称の変更（拡幅に伴う番号の変更 3・4・83 山本通→3・3・83 山本通）
※幅員 16m 以上 22m 未満は「4」、幅員 22m 以上 30m 未満は「3」
- 車線数の決定（4 車線）

【北 13 条・北郷通、厚別通】

- 一部区域の変更（山本通との交差部で山本通の拡幅に伴い一部区域が変更）
- 車線数の決定（北 13 条・北郷通：4 車線、厚別通：6 車線）

2 都市計画変更の経緯と理由

- 山本通は、三里川から平和通までの大谷地流通業務団地内を除き、代表幅員 16m の 2 車線道路として都市計画決定されており、昭和 59 年に整備を終えている。
- 周辺に JR 函館本線を渡る道路が少ないことなどから、2 車線の交通容量を大きく超える交通が集中し、市内でも有数の混雑が著しい路線となっている。（平成 21 年度調査の山本通の現況交通量は 20,167 台／日であり、2 車線道路の交通容量 8,000 台／日の約 2.5 倍になっている）
- 第 4 回道央都市圏パーソントリップ調査に基づく平成 42 年の将来交通量推計では、山本通の将来交通量は 20,100 台／日と推計されており、将来的にも拡幅が必要な路線である。
- 周辺には学校施設が多く、歩行者や自転車の通行が非常に多いにも関わらず、山本跨線橋には幅員 2.5m の歩道が片側にしか設置されておらず、十分な安全性が確保されているとは言い難い状況にある。
- 地域からも拡幅の要望があがっており、平成 15 年には、山本跨線橋が位置する 2 つの連合町内会連名で、山本通の拡幅整備に係る要望書が提出されている。

これらのことから、当該路線を 4 車線に拡幅し、混雑の解消および地域間の円滑な移動を確保するほか、安全な自転車・歩行者空間を確保するため、都市計画の変更を行うものである。

なお、北 13 条・北郷通及び厚別通については、山本通の変更に伴い、山本通との交差部の一部区域を変更する。また、両路線は車線数が未決定であったことから、あわせて車線の数を決定する。

※ 平成 10 年に「都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年 10 月 21 日政令第 331 号）」が施行され、都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなった。この政令が施行される以前に都市計画決定された都市計画道路は、都市計画上、車線数が未決定であり、札幌市では、都市計画変更が必要になった際に、あわせて車線数を決定している。

都市計画道路（3・3・70 丘珠空港通）の変更案



1 都市計画の内容

3・3・70 丘珠空港通の変更（交通広場の追加）

2 経緯・理由

札幌市第4次長期総合計画において、地域中心核として位置づけられている栄町駅周辺地区は、宅地化が進んだ周辺地域や、周辺に点在する札幌コミュニティドーム「つどーむ」、丘珠空港、モエレ沼公園、サッポロさとらんど、百合が原公園といった周辺施設へのアクセス拠点として、交通結節点機能が高い地域である。

しかしながら、バス乗り場は分散して配置され、一部は待合機能を有していないなど、栄町駅周辺地区は、多中心核都市構造を構成する拠点中、バスターミナル、交通広場といった乗継施設等が確保されていない拠点の一つとなっている。

また、路上で乗降を行っているため、歩道上に列をなしてバス待ちを行う状況となっており、迷惑駐輪による歩道有効幅員減少などの影響と合わせて、一般の歩行者や自転車との錯綜が生じる要因となっている。

さらに、車道ではバスの乗降時における路上待機などが一因となり、朝夕の

ラッシュ時の交通障害も課題となっている。

札幌市では、平成 17 年より地元とワークショップや社会実験など、こうした交通環境の改善に係る取り組みを進めてきたところであるが、ダイエー東側の旧北洋銀行栄町東支店跡地において、乗継施設としての機能を確保できると判断し、交通広場として都市計画で位置づけるものである。

3 整備内容

公共交通の利便性の向上、周辺施設へのアクセス性や、待合環境の改善等、交通結節点機能の向上を目的とし、歩行環境の向上など、交通環境の改善を目的として、バス発着場、バス待合所、駐輪場を有した交通広場の整備を図るものとする。

4 整備位置

